

改正

平成31年 3 月29日規則第40号

令和 4 年 3 月25日規則第23号

令和 5 年 3 月31日規則第42号

令和 7 年 9 月30日規則第77号

令和 7 年10月31日規則第89号

足立区不燃建築物促進助成条例施行規則を公布する。

足立区不燃建築物促進助成条例施行規則

足立区不燃建築物促進助成条例施行規則（昭和59年足立区規則第20号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、足立区不燃建築物促進助成条例（平成26年足立区条例第66号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び条例で使用する用語の例による。

（準耐火建築物）

第 3 条 条例第 2 条第 1 号に規定する規則で定める準耐火建築物とは、階数（地階を除く。以下同じ。）が 2 以下で、かつ、延べ面積が100平方メートル以下の建築物であって、次の各号に掲げる要件を満たしているものをいう。

- （1） 主要構造部のうち、柱、床、はり及び階段が不燃材料で造られていること。
- （2） 外壁及び屋根が耐火構造であること。
- （3） 外壁及び屋根以外の主要構造部が屋外に面する場合は、当該部分（仕上材で覆われた部分を含む。）が耐火構造であること。
- （4） 軒裏が耐火構造又は防火構造であること。

（建築方式等）

第 4 条 条例第 2 条第 4 号ただし書に規定する規則で定める建築方式及び当該建築方式で建築する建築物の建築主は、次のとおりとする。

建築方式	建築主
建築の施行者が従前の敷地の権利者から依頼を受けて建築物を建築し、当該建築物の完成後、当該依頼者にこれを譲渡する旨の契約を建築工事の着手前に締結して建築する建築方式	当該建築依頼者
建築の施行者と従前の敷地の権利者とが、従前の敷地と建築される建築物の床とをそれぞれの権利価格に基づいて交換する旨の契約を建築工事の着手前に締結して建築する建築方式	従前の敷地の権利者

(建築基準)

第5条 条例第4条第1項に規定する規則で定める建築基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物の階数が、地階を除き2以上であること。
- (2) 建築する部分（当該部分が不燃化促進区域内にあり、かつ、都市計画施設の区域の内外にわたる場合にあつては当該都市計画施設の区域の外にある部分、不燃化促進区域の内外にわたる場合にあつては当該区域の内にある部分）の高さが7メートル以上あること。ただし、建築する部分に高さ7メートル未満の部分がある場合には、当該部分の水平投影面積の合計が建築する部分の建築面積の2分の1未満かつ100平方メートル未満であること。
- (3) 建築物の敷地面積が40平方メートル以上で、かつ、建築する部分の延べ面積（既存のピロティーに増築又は改築する部分の面積を除く。）が50平方メートル以上であること。
- (4) 市街地大火による火災及びふく射熱を有効に遮へいする形態であること。
- (5) 道路に面する開口部（1階の開口部で延焼のおそれのないものは除く。）の内、道路と当該敷地の境界線からの水平距離の2倍を超える高さにある開口部に使用するガラスが、網入ガラス等であること。ただし、ガラス等の落下を有効に防止するためのベランダ等を設けた場合は、この限りでない。
- (6) 火気を使用する部屋、避難上重要な箇所である階段室及び廊下等の壁及び天井が、不燃材料又は準不燃材料で仕上げてあること。ただし、住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）の調理室及び調理室と一体となっている居室で、天井から下方50センチメートル以上の不燃材料で仕上げた垂れ壁により、火を使用する設備又は器具（季節的又は臨時的に使用するものを除く。）を設けた部分と区分されている部分については、この限りでない。
- (7) ガス設備には、ガス漏れ防止措置が講じてあること。

- (8) 敷地面積の区分に応じて、別表第1に定める緑化基準を満たしていること。
- (9) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号の宅地建物取引業者が建築主である場合は、次条第2号ア及びイの規定に適合し、かつ、助成申請日から遡って1年以内に宅地分割されたことのない敷地に建築する建築物であること。

（助成金の交付対象）

第6条 条例第4条第1項第3号に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人
 - (2) 条例第4条第1項第2号に掲げる中小企業者以外の会社又は事業を営む個人のうち、次のいずれにも適合する不燃建築物を建築する者
 - ア 不燃建築物の用途が、都市計画マスタープラン・地区計画等住民等の合意形成がなされたまちづくり計画に位置付けられたものであり、目標とする都市像の形成に寄与すること。
 - イ 賃貸又は分譲を目的に住宅を建築する場合にあつては、各住戸の面積が25平方メートル以上であること。ただし、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業登録制度に係る住宅については、この限りでない。
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者
- （基本助成金、加算助成金の種類等）

第7条 条例第5条に規定する基本助成金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般建築助成金
 - (2) 大都市地域住宅供給型一般建築助成金
 - (3) 共同建築助成金
 - (4) 大都市地域住宅供給型共同建築助成金
 - (5) 協調建築助成金
- 2 前項各号の適用条件は、別表第2のとおりとする。
- 3 基本助成金は、1件の申請につき、適用条件に該当するもののうちいずれか1種類を交付するものとする。
- 4 条例第5条に規定する加算助成金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 除却助成金
 - (2) 住宅型不燃建築物助成金

- (3) 三世代住宅助成金
- (4) 仮住居助成金
- (5) 動産移転助成金
- (6) 移転雑費助成金

5 前項各号の適用条件は、別表第3のとおりとする。

6 加算助成金は、1件の申請につき、適用条件に該当するもの全てを交付することができる。

7 条例第5条第2項に規定する除却者に対して交付する助成金は、第4項第1号の除却助成金に、必要に応じて同項第5号の動産移転助成金を加算するものとする。

8 基本助成金の額は、1件の申請につき200万円とする。ただし、別表第4から別表第12までにより算出した額が200万円を超える場合は、当該額とする。

9 前項の規定にかかわらず、増築の場合の基本助成金の額は、別表第4から別表第12までにより算出した額とする。

10 加算助成金の額は、別表第13のとおりとする。

11 助成金の額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(助成対象の確認等)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、当該建築物に係る法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定に基づく確認済証の交付後（除却助成金の交付を受けるものにあつては、除却工事の着手前）に、助成申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 建築する建築物の確認済証の写し
- (2) 建築する建築物に係る設計図書で、区長が指定したもの
- (3) 除却する既存建築物等の延べ面積、構造種別等を記載した図書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による申請があつた場合は、速やかに当該申請に係る書類等を審査し、助成対象であることを確認したときは、助成内定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

(除却前の現地確認)

第9条 区長は、除却する既存建築物等の状況を把握するため、前条第2項の規定による通知の前に現地確認を行うものとする。

(着手報告)

第10条 第8条第2項の規定により助成内定通知を受けた者（以下「助成内定者」という。）は、建築又は除却の工事に着手したときは、工事着手報告書（第3号様式）により区長に報告しなければならない。

（変更の承認等）

第11条 助成内定者は、建築物等の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（第4号様式）に区長が指定する書類を添えて区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更後も助成対象となることを認めたときは、変更承認通知書（第5号様式）により、助成対象とならないことを認めたときは、その理由を明記して当該申請者に通知する。

3 助成内定者は、建築又は除却の工事を取り止め、又は中止しようとするときは、助成申請取下届出書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（中間検査等）

第12条 区長は、必要があると認めるときは、建築又は除却の工事中における状況について検査し、又は助成内定者に対し、報告を求めることができる。

（助成金の交付申請）

第13条 助成内定者は、建築又は除却の工事を完了した後、速やかに工事完了報告書（第7号様式）及び助成金交付申請書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に助成金の交付を申請しなければならない。

（1） 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し

（2） 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第14条 区長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容の審査及び現場検査を行い、助成金の交付の可否及びその額を決定する。

2 区長は、前項により助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（第9号様式）により当該申請者に通知する。

（助成金の交付請求）

第15条 前条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた者は、速やかに請求書兼口座振替依頼書（第10号様式）により区長に請求しなければならない。

2 第7条第4項第2号の住宅型不燃建築物助成金の加算の内定を受けて4階建て以上の不燃建築物を建築した者は、前項の規定に加え、住宅型不燃建築物の承認に関する誓約書（第11号様式）

を提出しなければならない。

- 3 区長は、前2項の規定による書面の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、条例第8条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書（第12号様式）により当該交付決定を受けた者に通知する。

(建築物の管理義務等)

第17条 条例による助成金の交付を受けて不燃建築物を建築した者は、当該建築物を常に防災上安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。

- 2 区長は、前項の者に対して、当該建築物の管理状況について報告を求めることができる。

(委任)

第18条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の足立区不燃建築物促進助成条例施行規則の規定は、平成26年10月27日から適用する。
- 2 改正後の足立区不燃建築物促進助成条例施行規則の規定は、この規則の適用日以後に助成金の交付申請を行うものについて適用し、交付申請が適用日前のものについては、なお従前の例による。

付 則（平成31年3月29日規則第40号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の足立区不燃建築物促進助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に助成金の交付申請を行う者について適用し、施行の日前に助成金の交付申請を行った者については、なお従前の例による。

付 則（令和4年3月25日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年3月31日規則第42号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の足立区不燃建築物促進助成条例施行規則の規定は、施行日以後に助成金の交付申請を

行った者について適用し、施行日前に助成金の交付申請を行った者については、なお従前の例による。

付 則（令和 7 年 9 月 30 日規則第77号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の足立区不燃建築物促進助成条例施行規則の規定は、施行日以後に助成金の交付申請を行った者について適用し、施行日前に助成金の交付申請を行った者については、なお従前の例による。

付 則（令和 7 年10月 31 日規則第89号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年11月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の足立区不燃建築物促進助成条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第 1（第 5 条関係）

以下の敷地面積の区分に応じた緑化基準（屋上緑化及び壁面緑化を含む。）を満たすこと。
なお、法定建蔽率には、角地等の緩和規定による割合を含むものとし、また、法定建蔽率が90%を超える敷地については、以下の算定式における法定建蔽率を90%とする。

- （1） 敷地面積が100平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合（ただし、敷地の使用又は周囲の状況その他の理由により、以下の基準の適用が困難な場合には、この限りでない。）

緑化面積は、以下のアからウまでのうち、いずれか小さい面積以上とすること。

ア 敷地面積×（1－法定建蔽率）× α

イ 敷地面積×（1－0.8）× α

ウ （敷地面積－建築面積）× α

敷地面積 (平方メートル)	100以上200未満	200以上300未満	300以上1,000未満
α	0.1	0.2	0.25

(2) 敷地面積が1,000平方メートル以上の場合

緑化面積は、以下のア又はイのうち、いずれか小さい面積以上とすること。

ア $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.3$

イ $\{ \text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{法定建蔽率} \times 0.8) \} \times 0.3$

(注) 緑化面積の算出は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成12年東京都条例第216号)第14条に基づく緑化計画書制度における算出方法による。

別表第2 (第7条関係)

基本助成金の種類	適用条件
1 一般建築助成金	建築主が単独で助成金の交付対象となる建築物(以下「助成対象建築物」という。)を建築する場合又は200平方メートル未満の敷地に従前の権利者が数人共同で助成対象建築物を建築する場合に適用する。
2 大都市地域住宅供給型 一般建築助成金	住生活基本法(平成18年法律第61号)第17条第2項第6号の規定に基づき、東京都が定めた住宅の供給及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域(以下「重点供給地域」という。)内で1の条件に適合し、かつ、次の各要件を満たす助成対象建築物を建築する場合に適用する。 (1) 延べ面積の3分の2以上が住宅の用に供されるものであること。 (2) 自己使用部分を除く住宅が8戸以上あること。
3 共同建築助成金	200平方メートル以上の敷地に、従前の権利者が数人共同で助成対象建築物を建築する場合に適用する。
4 大都市地域住宅供給型 共同建築助成金	重点供給地域内で3又は5の条件に適合し、かつ、次の各要件を満たす助成対象建築物を建築する場合に適用する。 (1) 延べ面積の3分の2以上が住宅の用に供されるものであること。 (2) 自己使用部分を除く住宅が4戸以上あること。
5 協調建築助成金	建築主が異なる複数の敷地で構成される合計面積200平方

	メートル以上の一団の土地に、あらかじめ各建築主の協議の下に作成された一体性のある建築設計に基づき、各建築主が同時に又は時期を異にして助成対象建築物を建築する場合に適用する。
--	---

別表第3（第7条関係）

加算助成金の種類	適用条件
1 除却助成金	助成対象建築物の計画敷地内にある耐火建築物又は準耐火建築物（昭和56年6月1日時点の建築基準法施行令の適用を受けているもの）以外の既存建築物及びそれに付随する工作物を解体除却する場合に加算する。
2 住宅型不燃建築物助成金	4階建て以上の建築物のうち、新築で、かつ、次の各要件に該当する助成対象建築物を建築する場合に加算する。 【4階以上の部分について】 （1） 4階以上の部分の用途は、住宅のみであること。 （2） 助成対象住戸は、自己使用住宅又は賃貸住宅であること。 （3） 助成対象住戸の専用床面積（バルコニー等を除く。）は、55平方メートル以上であること。 【当該建築物の全体について】 （4） 全住戸数が4戸以上あること。 （5） 全住戸の各専用床面積（バルコニーを除く。）が25平方メートル以上であること。ただし、サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度に係る住宅は、この限りでない。 （6） 住宅型不燃建築物助成金を受けた旨の看板を設置すること。 （7） 建物完成後において、住戸を住宅以外の用途へ変更しないこと。
3 三世代住宅助成金	個人の建築主が、次に掲げる各要件に該当する自己使用住

	宅を建築する場合に加算する。 (1) 次のいずれかの関係にあるものが同居すること。 ア 親と子と孫 イ 親と配偶者を有する子 ウ ア又はイに準ずると区長が認めるもの (2) 住宅部分（内階段等でつながっている住戸部分に限る）の延べ面積が90平方メートル以上で、かつ、居住室が4室以上あること。 (3) 高齢者の専用室を設けるとともに、浴室、便所及び階段等について高齢者の使用を配慮すること。 (4) 消火器の設置等、防災上の配慮をすること。
4 仮住居助成金	自己使用住宅を不燃建築物に建替える場合に、仮住居に係る費用として加算する。 ただし、助成対象となる建築主のうち、従前の建築物に居住し、かつ、引続き建替え後の建築物に居住する者に限る。
5 動産移転助成金	動産移転に係る費用（保管に係る費用を含む。）として、次のいずれかに応じた額を加算する。 (1) 従前の建築物から引越し、引続き建替え後の建築物に居住する場合 (2) 従前の建築物から転出する場合
6 移転雑費助成金	移転雑費に係る費用として加算する。 ただし、助成対象となる建築主のうち、従前の建築物に居住し、かつ、引き続き建替え後の建築物に居住する者に限る。

別表第4（第7条関係）

基本助成金の種類	左記の金額	備考
1 一般建築助成金	助成対象となる地上1階から地上3階までの防災上有効な床面積の合計（以下「助成対象床	耐火建築物 別表第5 準耐火建築物

	面積」という。) に応じて、右 欄の別表に示す金額とする。	別表第 6
2 大都市地域住宅供給型 一般建築助成金		耐火建築物 別表第 7 準耐火建築物 別表第 8
3 共同建築助成金		耐火建築物 別表第 9 準耐火建築物 別表第10
4 大都市地域住宅供給型 共同建築助成金		耐火建築物 別表第11 準耐火建築物 別表第12
5 協調建築助成金		耐火建築物 別表第 9 準耐火建築物 別表第10

別表第 5（第 7 条関係）一般建築助成金、住宅型不燃建築物助成金（耐火建築物）

助成対象床面積				金額
m ² 以上		m ² 未満		千円
	～	5		0
5	～	10		128
10	～	15		256
15	～	20		384
20	～	25		512
25	～	30		640
30	～	35		768
35	～	40		896
40	～	45		1, 024

45	~	50	1, 152
50	~	60	1, 280
60	~	70	1, 536
70	~	80	1, 792
80	~	90	2, 048
90	~	100	2, 304
100	~	110	2, 560
110	~	120	2, 816
120	~	130	3, 072
130	~	140	3, 328
140	~	150	3, 584
150	~	160	3, 840
160	~	170	4, 096
170	~	175	4, 352
175	~	180	4, 480
180	~	200	4, 544
200	~	220	4, 800
220	~	240	5, 056
240	~	260	5, 312
260	~	280	5, 568
280	~	300	5, 824
300	~	320	6, 080
320	~	340	6, 336
340	~	360	6, 592
360	~	380	6, 848
380	~	400	7, 104
400	~	420	7, 360
420	~	440	7, 616
440	~	460	7, 872
460	~	480	8, 128

480	～	500	8,384
500	～	550	8,640
550	～	600	9,024
600	～	650	9,408
650	～	700	9,792
700	～	750	10,176
750	～	800	10,560
800	～	850	10,944
850	～	900	11,328
900	～	950	11,712
950	～	1,000	12,096
1,000	～		12,480

- (注) 1 助成対象床面積とは、助成対象となる地上1階から地上3階までの防災上有効な床面積の合計をいう。
- 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第6（第7条関係）一般建築助成金（準耐火建築物）

助成対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円
～	5	0
5 ～	10	98
10 ～	15	196
15 ～	20	294
20 ～	25	392
25 ～	30	490
30 ～	35	588
35 ～	40	686

40	～	45	784
45	～	50	882
50	～	60	980
60	～	70	1,176
70	～	80	1,372
80	～	90	1,568
90	～	100	1,764
100			1,960

- (注) 1 助成対象床面積とは、助成対象となる地上1階から地上3階までの防災上有効な床面積の合計をいう。
- 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第7（第7条関係）大都市地域住宅供給型一般建築助成金（耐火建築物）

助成対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円
	～ 5	0
5	～ 10	128
10	～ 15	256
15	～ 20	384
20	～ 25	512
25	～ 30	640
30	～ 35	768
35	～ 40	896
40	～ 45	1,024
45	～ 50	1,152
50	～ 60	1,280
60	～ 70	1,536
70	～ 80	1,792

80	~	90	2, 048
90	~	100	2, 304
100	~	110	2, 560
110	~	120	2, 816
120	~	130	3, 072
130	~	140	3, 328
140	~	150	3, 584
150	~	160	3, 840
160	~	170	4, 096
170	~	175	4, 352
175	~	180	4, 480
180	~	200	4, 565
200	~	220	4, 906
220	~	240	5, 248
240	~	260	5, 589
260	~	280	5, 930
280	~	300	6, 272
300	~	320	6, 613
320	~	340	6, 954
340	~	360	7, 296
360	~	380	7, 637
380	~	400	7, 978
400	~	420	8, 320
420	~	440	8, 661
440	~	460	9, 002
460	~	480	9, 344
480	~	500	9, 685
500	~	550	10, 026
550	~	600	10, 410
600	~	650	10, 794

650	～	700	11, 178
700	～	750	11, 562
750	～	800	11, 946
800	～	850	12, 330
850	～	900	12, 714
900	～	950	13, 098
950	～	1, 000	13, 482
1, 000	～		13, 866

- (注) 1 助成対象床面積とは、助成対象となる地上1階から地上3階までの防災上有効な床面積の合計をいう。
- 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第8（第7条関係）大都市地域住宅供給型一般建築助成金（準耐火建築物）

助成対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円
	5	0
5	10	98
10	15	196
15	20	294
20	25	392
25	30	490
30	35	588
35	40	686
40	45	784
45	50	882
50	60	980
60	70	1, 176
70	80	1, 372

80	～	90	1, 568
90	～	100	1, 764
100			1, 960

- (注) 1 助成対象床面積とは、助成対象となる地上 1 階から地上 3 階までの防災上有効な床面積の合計をいう。
- 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第 9（第 7 条関係）共同建築助成金、協調建築助成金（耐火建築物）

助成対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円
	5	0
5	10	170
10	15	341
15	20	511
20	25	682
25	30	852
30	35	1, 023
35	40	1, 193
40	45	1, 364
45	50	1, 534
50	60	1, 705
60	70	2, 046
70	80	2, 387
80	90	2, 728
90	100	3, 069
100	110	3, 410
110	120	3, 751
120	130	4, 092

130	~	140	4, 433
140	~	150	4, 774
150	~	160	5, 115
160	~	170	5, 456
170	~	175	5, 797
175	~	180	5, 967
180	~	200	6, 052
200	~	220	6, 393
220	~	240	6, 734
240	~	260	7, 075
260	~	280	7, 416
280	~	300	7, 757
300	~	320	8, 098
320	~	340	8, 439
340	~	360	8, 780
360	~	380	9, 121
380	~	400	9, 462
400	~	420	9, 803
420	~	440	10, 144
440	~	460	10, 485
460	~	480	10, 826
480	~	500	11, 167
500	~	550	11, 508
550	~	600	12, 020
600	~	650	12, 531
650	~	700	13, 043
700	~	750	13, 554
750	~	800	14, 066
800	~	850	14, 577
850	~	900	15, 089

900	～	950	15,600
950	～	1,000	16,112
1,000	～		16,623

- (注) 1 助成対象床面積とは、助成対象となる地上1階から地上3階までの防災上有効な床面積の合計をいう。
- 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第10（第7条関係）共同建築助成金、協調建築助成金（準耐火建築物）

助成対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円
	～ 5	0
5	～ 10	131
10	～ 15	262
15	～ 20	393
20	～ 25	524
25	～ 30	655
30	～ 35	786
35	～ 40	917
40	～ 45	1,048
45	～ 50	1,179
50	～ 60	1,310
60	～ 70	1,572
70	～ 80	1,834
80	～ 90	2,096
90	～ 100	2,358
100		2,620

- (注) 1 助成対象床面積とは、助成対象となる地上1階から地上3階までの防災上有効な床面積の合計をいう。

- 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第11（第7条関係）大都市地域住宅供給型共同建築助成金（耐火建築物）

助成対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円
	5	0
5	10	170
10	15	341
15	20	511
20	25	682
25	30	852
30	35	1,023
35	40	1,193
40	45	1,364
45	50	1,534
50	60	1,705
60	70	2,046
70	80	2,387
80	90	2,728
90	100	3,069
100	110	3,410
110	120	3,751
120	130	4,092
130	140	4,433
140	150	4,774
150	160	5,115
160	170	5,456
170	175	5,797

175	～	180	5,967
180	～	200	6,081
200	～	220	6,535
220	～	240	6,990
240	～	260	7,445
260	～	280	7,899
280	～	300	8,354
300	～	320	8,809
320	～	340	9,263
340	～	360	9,718
360	～	380	10,173
380	～	400	10,627
400	～	420	11,082
420	～	440	11,537
440	～	460	11,991
460	～	480	12,446
480	～	500	12,901
500	～	550	13,355
550	～	600	13,867
600	～	650	14,378
650	～	700	14,890
700	～	750	15,401
750	～	800	15,913
800	～	850	16,424
850	～	900	16,936
900	～	950	17,447
950	～	1,000	17,959
1,000	～		18,470

(注) 1 助成対象床面積とは、助成対象となる地上1階から地上3階までの防災上有効な床面積の合計をいう。

- 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第12（第7条関係）大都市地域住宅供給型共同建築助成金（準耐火建築物）

助成対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円
～	5	0
5 ～	10	131
10 ～	15	262
15 ～	20	393
20 ～	25	524
25 ～	30	655
30 ～	35	786
35 ～	40	917
40 ～	45	1,048
45 ～	50	1,179
50 ～	60	1,310
60 ～	70	1,572
70 ～	80	1,834
80 ～	90	2,096
90 ～	100	2,358
100		2,620

- （注） 1 助成対象床面積とは、助成対象となる地上1階から地上3階までの防災上有効な床面積の合計をいう。
- 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第13（第7条関係）

加算助成金の種類	左記の金額	備考
----------	-------	----

1 除却助成金	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 実費相当額 (2) 建築物等の延べ面積に、右欄のとおり国が定める除却費の基準単価を乗じて得た額 (3) 280万円	木造の場合 28,000円／m ² 非木造の場合 41,000円／m ²
2 住宅型不燃建築物助成金	4階以上にある助成対象住戸の専用床面積の合計（住宅併用部における併用部分の床面積を除く。）に応じて、右欄の別表に示す金額とする。	耐火建築物 別表第5
3 三世代住宅助成金	1棟当たり50万円とする。	
4 仮住居助成金	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 実費相当額 (2) 30万円	
5 動産移転助成金	従前の建築物から引越し、引続き建替え後の建築物に居住する場合は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 実費相当額 (2) 18万円	
	従前の建築物から転出するだけの場合は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 実費相当額 (2) 10万円	
6 移転雑費助成金	1棟当たり54万円とする。	